

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

令和5年11月6日

◆ 法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料

1 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

(1)モデル建物法の評価以外の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	235,000 円	12,000 円
	300㎡以上 1,000㎡未満	290,000 円	18,000 円
	1000㎡以上 2,000㎡未満	373,000 円	29,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	527,000 円	81,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	646,000 円	127,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	761,000 円	160,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	866,000 円	199,000 円
	50,000㎡以上	1,077,000 円	277,000 円

(2)モデル建築法の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	91,000 円	12,000 円
	300㎡以上 1,000㎡未満	114,000 円	18,000 円
	1000㎡以上 2,000㎡未満	149,000 円	29,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	237,000 円	81,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	308,000 円	127,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	369,000 円	160,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	432,000 円	199,000 円
	50,000㎡以上	557,000 円	277,000 円

2 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき

(1) 性能基準に適合するとして認定を受けようとするとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
戸建	200㎡未満	42,000 円	6,300 円
	200㎡以上	46,000 円	6,300 円
共同住宅 または 長屋住宅	300㎡未満	77,000 円	11,000 円
	300㎡以上 2,000㎡未満	122,000 円	21,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	201,000 円	46,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	284,000 円	80,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	550,000 円	128,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	967,000 円	193,000 円
	50,000㎡以上	1,769,000 円	292,000 円

性能基準とは建築物エネルギー省性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」)第1条第1項第2号イ(1)およびロ(1)に規定する基準、同号イ(1)およびロ(3)に規定する基準ならびに同号イ(3)およびロ(1)に規定する基準。

(2) 仕様基準に適合するとして認定を受けようとするとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
戸建	200㎡未満	22,000 円	6,300 円
	200㎡以上	23,000 円	6,300 円
共同住宅 または 長屋住宅	300㎡未満	37,000 円	11,000 円
	300㎡以上 2,000㎡未満	60,000 円	21,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	105,000 円	46,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	157,000 円	80,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	285,000 円	128,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	478,000 円	193,000 円
	50,000㎡以上	836,000 円	292,000 円

仕様基準とは基準省令第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)に規定する基準ならびに同号イ(3)およびロ(3)に規定する基準。

3 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき

住宅の用途以外の用途に供する部分について1の金額に、住宅の用途に供する部分について2の金額を加算した金額